

奈良県聴覚障害者支援センター条例をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十六号

奈良県聴覚障害者支援センター条例

(設置)

第一条 聴覚障害者の自立及び社会参加を支援するため、奈良県聴覚障害者支援センター

一 (以下「センター」という。)を橿原市に設置する。

(事業)

第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 聴覚障害者用の録画物の製作及び貸出しを行うこと。
- 二 手話通訳又は要約筆記を行う者の養成又は派遣を行うこと。
- 三 インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により各種の情報を提供すること。
- 四 聴覚障害に関する各種の相談に応ずること。
- 五 その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者の指定等)

第三条 センターの管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 奈良県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下「役員等」という。)である法人は、主としてセンターの管理を行う指定管理者になることができない。ただし、知事、副知事並びに同条第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第二百二十二条に規定するもの(県が出資しているものに限る。)については、この限りでない。

3 第一項の規定による指定を受けようとするものは、知事が別に定める期日までに、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 センターの管理に関する事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

4 知事は、前項の規定による提出があったもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

一 住民の平等な利用が確保されること。

二 施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営が行われるものであること。

三 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事がセンターの設置目的を達成するために必要と認める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第四条 指定管理者は、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従ってセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者に行わせることができる業務の範囲等)

第五条 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 第二条各号に掲げる事業の実施に関する業務

二 センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

三 センターの利用の促進に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 知事は、前項の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとする。

(その他)

第六条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第三条第一項の規定による指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行

為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。